

## 議案第67号

### つくば市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年6月12日

つくば市長 市原 健一

### つくば市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における職員（地方公務員法（昭和25年法律261号）第3条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の給与の支給額を減額するため、つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号。以下「給与条例」という）等の特例を定めるものとする。

(給与条例の特例)

第2条 特例期間においては、給与条例第6条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（つくば市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年つくば市条例第3号）附則第7項の規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用さ

れる次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	3級以下	100分の4.3
	4級及び5級	100分の7.1
	6級以上	100分の8.9
医療職給料表(1)	1級	100分の4.3
	2級	100分の7.1
	3級	100分の8.9
医療職給料表(2)	4級以下	100分の4.3
	5級	100分の7.1
医療職給料表(3)	4級以下	100分の4.3
	5級	100分の7.1
消防職給料表	3級以下	100分の4.3
	4級及び5級	100分の7.1
	6級以上	100分の8.9

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

(2) 給与条例第29条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからエまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからエまでに定める額

- ア 給与条例第29条第1項 前項及び前号に定める額
  - イ 給与条例第29条第2項又は第3項 前項及び前号に定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ウ 給与条例第29条第4項 前項及び前号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - エ 給与条例第29条第5項 前項及び前号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 特例期間においては、給与条例第17条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものからつくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年つくば市条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して規則で定める時間を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 特例期間においては、給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する前各項の規定の適用については、第1項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から給与条例附則第14項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第1号中「給料月額に対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額に対する地域手当の月額から給与条例附則第14項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号アからエまでの規定中「前項及び前号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第16項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（つくば市職員の育児休業等に関する条例の特例）

第3条 特例期間においては、つくば市職員の育児休業等に関する条例（平成4年

つくば市条例第13号)第19条の規定の適用については、同条中「給与条例第22条」とあるのは、「つくば市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年つくば市条例第 号)第2条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(勤務時間等条例の特例)

第4条 特例期間においては、勤務時間等条例第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第22条」とあるのは、「つくば市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年つくば市条例第 号)第2条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(つくば市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の特例)

第5条 特例期間においては、つくば市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年つくば市条例第10号)第4条の規定の適用については、同条中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のうち、つくば市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年つくば市条例第 号)第2条第1項及び第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)

第6条 特例期間においては、つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年つくば市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。)の適用を受ける職員であって、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 任期付職員条例第6条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が1号給から4号給までのもの 100分の7.1

(2) 任期付職員条例第6条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が5号給以上のもの 100分の8.9

2 特例期間においては、第2条第2項及び第3項の規定は、前項の規定の適用を受ける職員に対する地域手当及び給与条例第29条第1項から第5項までの規定により支給される給与の支給並びに勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第2条第2項第1号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第6条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）」と、同項第2号アからエまでの規定中「前項及び前号」とあるのは「第6条第1項及び同条第2項において準用する第2号」と読み替えるものとする。

（つくば市職員の高齢者部分休業に関する条例の特例）

第7条 特例期間においては、つくば市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年つくば市条例第19号）第3条の規定の適用については、同条中「給料の月額並びにこれに対する地域手当」とあるのは、「給料の月額（つくば市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年つくば市条例第 号）第2条第1項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）並びにこれに対する地域手当の額（同条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により支給するに当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

（つくば市職員の修学部分休業に関する条例の特例）

第8条 特例期間においては、つくば市職員の修学部分休業に関する条例（平成17年つくば市条例第20号）第3条の規定の適用については、同条中「給料の月額並びにこれに対する地域手当」とあるのは、「給料の月額（つくば市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年つくば市条例第 号）第2条第1項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により支給に当

たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)並びにこれに対する地域手当の額(同条第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により支給するに当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(端数計算)

第9条 この条例の規定により給与の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。